

第16回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成27年8月27日(木) 午後4時～午後5時30分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター2階 28会議室

3 出席者

(1) 委員

稲垣総一郎委員、内山洋委員、小川善之委員、國松憲子委員、多賀谷一照委員、辻徳次郎委員、中曽根玲子委員、中原秀治委員、藤谷護人委員、増山良子委員

(2) 事務局

志村総務局長、山元総務部長、久我政策法務課長、金森同課市政情報室長、石川同課主査、土井同課主任主事、中村同課主事

(3) 実施機関

(業務改革推進課)

橋本業務改革推進課長、小林同課主査、豊田同課主任主事

(情報システム課)

上原情報システム課課長補佐、吉田同課主査、渡辺同課主任主事

(保健福祉総務課)

大川保健福祉総務課主査、坂入同課主任主事、米満同課主任主事

(健康保険課)

大木健康保健課課長補佐、安藤同課主査、梶原同課主事

4 議 題

議 事

- (1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
【個人情報に関する重要事項について（特定個人情報保護評価）】

報 告

- (1) 平成26年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

5 議事の概要：

- (1) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
特定個人情報保護評価部会からの報告を受け審議し、(旧)福祉システム(後期高齢者医療事務)に係る全項目評価書について、現段階における評価として妥当である旨、答申することとした。
- (2) 平成26年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告
平成26年度の運用状況について報告した。

6 会議経過：

(金森市政情報室長) 本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

市政情報室長の金森でございます。昨年は、政策法務課補佐として会議に出席させていただきましたが、4月の人事異動に伴い、室長として出席させていただいております。

本審議会終了後、引き続き、5時30分から保護評価部会を開催する予定です。会議の終了については、おおむね5時20分を予定していますので、ご協力をお願いします。

会議に先立ちまして、志村総務局長より、ご挨拶申し上げます。

(志村総務局長) 総務局長の志村でございます。

本日は、お忙しい中、千葉市情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日は特定個人情報保護評価につきまして、ご審議いただくこととなっております。特定個人情報保護評価につきましては、昨年度、住民記録オンラインシステム、また税務システムの2つにつきまして、ご審議いただいたところがございますが、本日は、後期高齢者医療事務における福祉システムについて、ご審議いただく予定となっております。

この福祉システムにつきましては、本年度に入って2回、特定個人情報保護評価部会においてご審議いただきまして、本日、部会から審議会への報告書が提出されております。本日の会議では、部会からの報告書をもとに、審議会におきまして最終審議をしていただくこととなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、2月の審議会でご了承いただきました、番号法制定に伴う千葉市個人情報保護条例の改正、また、個人番号利用に関する庁内連携について定める条例につきまして、9月4日開会予定の第3回定例会に上程させていただくこととなっております。

(金森市政情報室長) それでは、稲垣会長さん、よろしく願いいたします。

(稲垣会長) ただいまから第16回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催します。

本日は全ての委員が出席しておりますので、本審議会は成立しております。

本日の会議は、事前に委員の皆様にご案内いたしておりますとおり、公開の会議として開催しております。

本日は、傍聴者はいらっしゃらないですね。

(金森市政情報室長) 本日、傍聴人の方はおりません。

(稲垣会長) では、お手元の会議次第に従いまして、審議を進めたいと思います。

◆議事(1)

千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問
【個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価)】

議事(1)の「千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問【個人情報に関する重要事項について(特定個人情報保護評価)】」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

(金森市政情報室長) 説明に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元に、資料1から資料7まで配付してあると思います。また、それとは別に、「特定個人情報保護評価の概要」と「千葉市個人情報保護条例の一部改正について」の資料も配布しております。

こちらの「千葉市個人情報保護条例の一部改正について」と書かれた資料ですが、平成

27年2月6日に開催された、第14回千葉市情報公開・個人情報保護審議会におきまして審議、ご了承いただきました個人情報保護条例の一部改正の議案を、来週開会する千葉市議会に提出することになったご報告として、配付させていただいております、本日、審議を行うための資料ではございません。

記載ぶりにつきましては、当時の審議会で使用した資料とは変わっておりますが、内容は、先日ご了承いただいたとおりのものでございます。

なお、個人番号の通知や利用の開始が近々に迫っていることもあり、第3回定例会には、番号法関連として、個人番号を利用して処理する事務につき庁内連携を行うことを可能とする、別の条例の制定が予定されておりますが、そちらの資料も参考として配布しております。この資料についても、本日、審議を行うための資料ではございません。

それでは、特定個人情報保護評価について、ご説明します。

まず、この審議会にて特定個人情報保護評価を行うことは約半年ぶりとなりますので、資料とは別にお配りいたしました、「特定個人情報保護評価の概要」を使いまして、どのような場合に特定個人情報保護評価の全項目評価が必要となるのか、などを大まかに説明させていただいた後、資料1「特定個人情報保護評価スケジュールについて」と、資料2「市民意見聴取の結果について」を使って、今年度はどのように事務を進めたか、また、資料4「全項目評価書（後期高齢者医療事務）」を使って、今回評価の対象となっている後期高齢者医療事務とはどのような事務なのかを、ご説明したいと思っております。

特定個人情報保護評価と一言で言いますが、三つほどのやり方があり、どういう場合にどういう評価を行わなければならないのかを示したものでございます。

この審議会で行いますのは、「基礎項目評価」プラス「全項目評価」という方法で行う特定個人情報保護評価でございます。したがって、「対象人数が30万人以上である事務」、または「対象人数が10万から30万人の事務であって、かつ、その事務を取り扱う職員が500人以上である事務」等が、この審議会に上がってくることになります。

保護評価部会におきましては、評価書の中の「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策」が主に審議されていく事項になるかと思っております。ここでは各場面における、情報が漏えい・紛失すること、また、事務の委託先において不正な使用がある場合など、さまざまなリスクについて、どのように対処していくかを記載することになっております。

続きまして、全項目評価実施フローについてですが、全項目評価は全国的に行われることになっております。全国一律のルールでございます。

したがって、我々地方公共団体は、評価書を作成しましたら、住民等の意見聴取の実施、第三者点検の実施、国の特定個人情報保護委員会へ提出後、評価書を公表していくこととなります。そして、必要に応じて見直し等を行い、このサイクルを繰り返します。これが評価の実施方法となります。ここで言います第三者点検というのが、この審議会の場とお考えください。

それでは、資料1「特定個人情報保護評価スケジュール」をお開きください。こちらが、今ご説明した全項目評価実施フローの内容を細かくしまして、今年度の時系列に置き直したものでございます。

今年度の特定個人情報保護評価の対象事務ですが、（旧）福祉システム（後期高齢者医療事務）、介護保険システム（介護保険に関する事務）、（新）福祉システム（後期高齢者医療事務）、新国民健康保険システム（国民健康保険に関する事務）、国民年金システム（国民年金に関する事務）、住民記録システム（住民基本台帳に関する事務）となっております。システムの数には6つになりますが、後期高齢者医療事務が、新と旧とで重複しておりますので、事務の数は5つになります。

今年度は、その5つの事務を要件定義の実施時期や運用の開始の時期、また、それに係る国からの情報提供の時期に応じて、時期を3つのグループに区分しまして評価を行っていかうと考えております。本日の審議は、その1つ目のグループの評価ということでございます。

また、昨年度の時点では、保健医療・衛生情報システム（がん検診等関係事務）も評価の対象として予定しておりましたが、今年度、再検討したところ、市として、従来の宛名番号で管理しても何ら支障がないと判断し、マイナンバーを使用しないことといたしましたので、対象から外れております。

また、国民年金システム（国民年金に関する事務）は、昨年度の時点では、全項目評価を予定していなかった事務でございますが、今年度改めて、その対象者数を確認したところ、30万人以上いることが判明しましたので、評価対象に加えております。

（旧）福祉システム（後期高齢者医療事務）のスケジュールですが、①の「計画管理書の作成（見直し）」から、⑨の「ホームページでの評価書の公表」まで9つの手順で進めますが、本日の審議会は、⑦の「第16回情報公開・個人情報保護審議会（親会への報告・答申）」に当たるものでございまして、この後、保護評価部会からの審議会（全体会）へ報告を受け、審議会としての答申を決定する場でございます。

なお、⑤の「市民意見聴取」にございますとおり、この審議会の開催前には市民意見聴取手続を実施しました。その結果につきましては、資料2「市民意見聴取の結果について」にありますとおり、意見はございませんでした。

それでは、この後、本日、評価の対象となる（旧）福祉システム（後期高齢者医療事務）につきまして、その事務とシステムの概要、また、主なリスク対策について、所管課から説明いたします。

【実施機関の説明】

（大木健康保険課課長補佐） 健康保険課課長補佐、大木と申します。

それでは、資料4「全項目評価書（後期高齢者医療事務）」の3ページ、「I基本情報」の「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」をご覧ください。後期高齢者医療制度につきまして、概略をご説明いたします。

後期高齢者医療制度とは、高齢者と現役世代の負担を明確にして、社会全体で高齢者の医療費を支え合うために作られた制度です。都道府県単位で全ての市町村が加入いたします後期高齢者医療広域連合、以下、広域連合と略称させていただきますが、広域連合が保険者となりまして、広域連合と各市町村の間で事務を分担しながら業務を進めているものでございます。

広域連合では保険料の賦課決定、医療給付を行い、市町村では住民に身近な事務を行っております。

主に市町村で取り扱っている事務が、「②事務の内容」欄の14項目でございます。このうち、1番の「被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付」、4番の「医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し」、5番の「保険料に関する申請の受付」、6番の「保険料の徴収」、8番の「保険料の額に係る通知書の引渡し」、9番の「保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付」、11番の「保険料の減免に係る申請書の提出の受付」、13番の「申告書の提出の受付」、14番の「上記に掲げる事務に付随する事務」、以上の事務で特定個人情報を取り扱う予定でございます。

「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」についてですが、4ページと5ページをご覧ください。

本事務では2つのシステムを利用いたします。4ページのシステム1が「福祉総合シス

テム」、5ページのシステム2が「千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」でございます。

システム2は、平成20年度の後期高齢者医療制度のスタートに合わせて、全国統一的なシステムとして全国の自治体、広域連合に配られたパッケージシステムでございます。このような経緯から、標準システムと呼ばれております。

それでは、まず4ページのシステム1の「福祉総合情報システム」で行っている事務についてですが、保険・福祉に関する事務として、全部で17の事務がございます。また、後期高齢者医療事務についても、このシステムを使っております。

主な機能といたしましては、被保険者の資格情報などを管理する「資格機能」、保険料の状況を管理する「賦課機能」、徴収を管理する「徴収機能」の3つを有しております。

他のシステムとも接続、連携しております。資格管理のため住民記録と連動する必要があるため、既存の住民基本台帳システムとの接続をしております。また、保険料の賦課に当たっては税務記録が必要になるため、税務システムとも連携しております。他には、5ページの標準システム、介護保険システム、国民健康保険システム、医療保険・衛生情報システムとも接続しております。

次に、5ページのシステム2の「標準システム」ですが、こちらは広域連合が運用するシステムでございまして、広域連合に設置されている標準システムサーバー群と、県内の各市町村に設置されている窓口端末で、構成されております。

標準システムの機能についてですが、被保険者の資格情報などを管理する「資格管理業務」、保険料の状況を管理する「賦課・収納業務」、療養費、保険給付、一般の給付情報を管理する「給付業務」、大きく分けて、この3つの機能を有しております。

他のシステムとの接続状況についてですが、標準システムは本市の福祉総合情報システムと接続してございまして、システム1の「福祉総合情報システム」と、システム2の「標準システム」は相互に接続、連携しているという状況でございます。

業務の全体像について、ご説明いたします。7ページの「（別添1）事務の内容」の図表をご覧ください。

まず、今回の保護評価の対象は、福祉総合情報システムと標準システムでございます。濃く色をつけてございます評価の範囲の左から標準システム、福祉総合情報システムの順になっております。

標準システムは、広域連合にサーバー群が置かれてございまして、各市町村には窓口としてのクライアント機が置かれているという状況でございます。今回の評価の対象は、標準システムの中でも、本市に設置されております窓口端末のシステムでございます。

広域連合のサーバーにつきましては広域連合において保護評価を受け、県内54市町村にある同じクライアント機は、保護評価の対象になっている市町村については、それぞれの市町村で評価を受けるという仕組みになってございまして、本市は、標準システムの中でも本市に置かれている窓口端末について、評価していただく形になります。

また、4ページのシステム1の「福祉総合情報システム」ですが、こちらは主に住民基本台帳情報、個人住民税、介護保険の情報をインプットしてございまして、それをもとにデータを整理したものを広域連合に送るために、標準システムの窓口端末から広域連合に、専用回線でデータを送っているという状況でございます。

千葉市から広域連合へ情報を送信しました後、これは千葉市の保護評価の対象外の部分ではございますが、広域連合で保険料を決定し、それを千葉市に送信するという往復の作業をしております。

千葉市では、保険料の徴収業務を担当してございまして、標準システムの窓口端末で受け取った情報を、さらに福祉総合情報システムに取り入れて、そこで整理して被保険者に請

求するという形で、システム上も連携をとりながら、事務を進めております。

続きまして、福祉総合情報システムと標準システム窓口端末の接続のセキュリティについてですが、住民基本台帳情報等のファイル転送を、専用線で接続して行っておりまして、他回線との相乗りはしておりません。したがって、回線中には他のデータの通信は存在しておりません。また、接続の間にはファイアウォールを設置しております。

標準システムから福祉総合情報システムへ不正にアクセスすることができるのかというご質問をいただきましたが、福祉総合情報システムからは標準システム窓口端末が認識できますが、標準システム窓口端末から福祉総合情報システムは認識できません。このことから、窓口端末側から福祉総合情報システム側へアクセスすることはできない仕組みとなっております。

市町村に設置されている窓口端末と広域連合の標準システムの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施しておりまして、プロトコルはHTTPSを使用しております。

(旧)福祉システム(後期高齢者医療事務)の説明は、以上でございます。

【保護評価部会からの報告】

(稲垣会長) それでは、多賀谷部会長から保護評価部会での調査審議結果についてご報告ください。

(多賀谷委員) それでは、資料3「特定個人情報保護評価部会における調査審議結果について」をご覧ください。

今、事務局から説明がありましたとおり、部会では6月と8月の2回にわたり、後期高齢者医療事務について審議をいたしました。その結果を、本日、報告いたします。

資料3の別紙に、部会での意見と、意見に対する主な対応状況を7項目にまとめましたが、これについて、後ほど事務局から詳細をご説明いただきたいと思います。

資料3の鑑文に戻っていただきまして、最終的な部会としての意見は、「3部会の意見」にまとめております。

「3部会の意見」を読み上げますと、

「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、全項目評価書(案)の一部に関係機関への確認等が必要と思われる記載があるものの、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

なお、中間サーバーソフトウェアのアクセスログを監視する仕組みについては、国の回答を踏まえ、千葉市において適切な監視がなされるよう引き続き検討されたい。」と記載してあります。

このように、保護評価部会としては、評価は妥当であるという判断をいたしました。

なお書きの部分についてですが、昨年度、国に中間サーバーの件で確認等を行うべきではないかとして意見した点について、事務局から報告によると、国からの回答はあったものの、それに対する具体的な対応は現在検討過程であるということでしたので、このように附言的な形で意見を述べさせていただきました。

この部分についても、後ほど、事務局から説明があると思います。

私からは説明は以上です。それでは、別紙について、事務局、ご説明をお願いします。

(金森市政情報室長) それでは、資料3「特定個人情報保護評価部会における調査審議結果について」の別紙「部会での意見と意見に対する主な対応状況について」をご覧ください。主に、7つの項目が意見として上がりました。

まず1つ目ですが、「広域連合の標準システムのセキュリティ」でございます。こちらは、千葉市や広域連合のセキュリティに問題がなくても、仮にある市町村においてセキュ

リティレベルに問題があった場合、広域連合、そして、その市町村を通じて、県内全部の後期高齢者のデータを、第三者から抜き取られてしまうリスクについて確認願いたい」というものでございます。

聞き取りの結果、広域連合が標準システム窓口端末にファイアウォールを設置し、各市町村のシステムからの不正な侵入を防いでおり、また、各市町村には、IDが振られており、各市町村の職員は、当該市町村以外の被保険者情報を見ることはできないということを確認いたしました。

2番目の「福祉総合情報システムのセキュリティ」についてでございます。

具体的に申しますと、「広域連合の標準システム窓口端末と福祉総合情報システムとの間は専用線で結ばれているが、他の市町村や広域連合の職員が、標準システム窓口端末を経由して、福祉総合情報システムに自由に入ってくるリスクなど、福祉総合情報システムのセキュリティについて確認願いたい」というものでございました。

こちらにつきましては、接続については、他回線との相乗りではないため、回線中には他情報の通信は存在しません。また、この接続の間にも、ファイアウォールを設置し、福祉総合情報システムからの命令によるファイル転送のみ許可しているとともに、ファイル単位での通信のみを許可していることから、標準システム窓口端末から福祉総合情報システムへは、アクセスできない仕組みとなっているということを確認いたしました。

3番目は、「通信における認証・暗号化」の課題でございまして、具体的には、「暗号化の内容について確認すること」というものでございます。

こちらは先ほど所管課から説明がありましたとおり、HTTPSというプロトコルを使用しているということでございます。

4番目は、「広域連合の契約書の内容」で、再委託を行う際の広域連合側の許諾方法について、その内容を確認願いたいというものでございます。

こちらは、広域連合の情報セキュリティポリシーでは、情報システムの運用等を外部委託する場合には、「再委託に関する制限事項の遵守」など契約項目にセキュリティ要件を明記することとしている、ということを確認できました。

5番目は、「広域連合の再委託」で、再委託につきまして、実際に行われているかの確認でございます。実際に確認したところ、行われているということでございます。

6番目は、「委託先等のセキュリティ管理」でございます。

同じく、広域連合側の話ですけれども、再委託先のセキュリティ管理は誰が行っているのか、確認願いたいということでございます。

こちらは、広域連合の職員によって、セキュリティ監査を年1回行うということが確認できました。

7番目は、「評価書の特定個人情報ファイル記録項目」でマイナンバー設定候補者WKという記載が、何のための記載なのかというご質問でございます。

こちらは、10月5日以降に順次行われていくマイナンバーセットアップのための項目であるとのことでございます。

以上が部会での主な議論になりますが、今回の特徴といたしましては、1つのシステムを千葉市と、それ以外の団体である広域連合が保有しているということが挙げられているかと思えます。それについて、部会での議論は、広域連合部分は、確かに千葉市の評価の対象外ではあるものの、確実に情報漏えいのリスクは存在するため、広域連合側におかれているシステムのリスクについての議論が主体となったところでございます。

資料3の鑑文にお戻りください。

先ほどありました、「3 部会の意見」のうち、なお書きの部分について、ご説明させていただきます。

これは昨年度、行った評価において、中間サーバーについて、千葉市が独自に中間サーバーを用意するのではなく、国で用意する中間サーバーを使用することなどについて、国等関係機関への確認等が必要であるとのご意見を受けたものでございます。

前回いただいたご意見の中で、ベネッセの個人情報漏えい事件などを考慮すれば、アクセスログを取るだけでは不十分なので、アクセスログを定期的に監視する仕組みが必要なのではないかというご意見がございました。

このご意見を国へ確認してみたところ、中間サーバーソフトウェアにある各種機能について、どのように使うかは各団体において必要な措置を検討、つまり、地方で対応願いたいというものでございました。

この回答は、市としましても、満足できるものでなかったため、現在は国への再度の要望と、自主的な取り組みの検討を並行して行っているところでございます。何とか今年度の特定個人情報保護評価が終了するまでには、一定の考え方をまとめたいたと考えております。説明は以上でございます。

【意見交換】

(稲垣会長) ありがとうございます。

ただいま、事務局からご説明がありました。何かご質問、ご意見はありますか。

(多賀谷委員) 千葉県内の54の全市町村が後期高齢者医療についてネットワークを結んで、千葉県後期高齢者医療広域連合システムというものを作っています。広域連合自体は全項目評価をしていると理解してよろしいですか。

(梶原健康保険課主事) はい。

(多賀谷委員) 広域連合は全項目評価をしていますが、54の市町村の中には人口が数万人の所もあって、そのような市町村は基礎項目評価か重点項目評価を行えばよいということになります。そのような市町村は、全項目評価のように詳細な点検を行っていないので、もしかしたら、そこからセキュリティを破られてくるリスクがあるのではないかとというのが保護評価部会での意見でした。

ところで、この広域連合による特定個人情報保護評価書は、公表されるのですか。

(金森市政情報室長) 同じような仕組みで行われますので、広域連合から国の特定個人情報保護委員会へ提出され、公表されることになっています。

(多賀谷委員) その段階で、広域連合の評価書を見ることができるのですか。

(金森市政情報室長) はい。

(稲垣会長) 全体的に見れば、千葉市の方だけでなく、広域連合の方でもきちんと評価をしてないといけないということですね。

(多賀谷委員) そうですね。

(内山委員) 端末にファイアウォールを設置してあるから大丈夫だという説明でしたが、ファイアウォールを破ってシステムに入ってくるということはないのでしょうか。

(多賀谷委員) セキュリティホールを見つけられれば、絶対に不可能ということはないですね。

(中原委員) 線で繋ぐ以上は、完全に破られないシステムはありません。

(多賀谷委員) 日本年金機構の情報漏えいのような事態が起きる可能性はゼロではありません。しかし、問題は、いかに迅速に対応するかで、日本年金機構は数週間対応しなかったために被害が拡大した。そういう意味で、迅速な対応、対策を取る必要があるということですね。

(内山委員) 私は自分のパソコンにウイルス防止のセキュリティソフトを入れて、その上にさらにファイアウォールを設定しています。ファイアウォールは必ずしも完全ではな

いのではないかと思いますし、新しいバージョンに更新する必要があるかと思います。

ファイアウォールと、何か別のダブルチェックシステムがなければ、ウイルスの侵入を完全には防げないのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

(梶原健康保険課主事) 健康保険課の梶原と申します。まず、広域連合のシステムについて、ご説明させていただきます。

広域連合の標準システムは、そもそも外部のシステム、インターネットと繋がっていませんので、物理的にウイルスが入ってきません。

標準システムは、広域連合の本体にサーバー群があって、そのサーバー群の情報を得るために各市町村に端末がそれぞれ配付してあり、これを全て合わせて標準システムと呼んでいます。

したがって、標準システムの端末から悪意を持って本体に接続した場合に、その侵入を防ぐためにファイアウォールを使っているということです。その端末を使えるのはIDを持っている職員なので、仮に、悪意を持った職員がウイルスを使った場合、そのようなリスクの可能性は避けられないという状況になると思います。

ただ、IDを持っていても、そのIDはその職員が所属している市町村の個人情報しか見られないということになっております。

(多賀谷委員) 内山委員がおっしゃるのは、一般的なシステムです。インターネットシステムの場合においては、ウイルスが新しくなれば、それに対応するために、常に新しい防御システムを作らなくてはならない。要するに公開が前提のシステムの場合には、そのような対策を常に行わなければならない。

ところが、このシステムのファイアウォールの場合には、不正なアクセスを防ぐもので、インターネットなどの公開システムのように常に新しいセキュリティをつけ加えなければならないというものとは性質が異なります。基本的にファイアウォール自体が新しくなければいけないというものではありません。

(内山委員) 分かりました。

(中原委員) これは全て専用線ですね。

(多賀谷委員) そうですね。

(中原委員) そうであれば、仮に、不正をするとすれば内部の職員ということになります。したがって、内部の人間の不正をどう防ぐかという対策が必要なのではないですか。

(多賀谷委員) モニタリングなどの方法がありますね。

(中原委員) アクセスログを1年に1回しか確認しないのであれば、1年間は、不正が発覚しないということです。

(多賀谷委員) 広域連合の問題ですね。

(藤谷委員) 広域連合のシステム自体は、専用線を使用し閉じられているシステムなのです。各市町村の職員は、当該市町村の情報しか見られないという仕組みになっているとしても、広域連合の職員で、加盟している全市町村の情報を見られるIDを与えられている職員がいるはずですよ。

問題は、専用回線で本来であれば閉じられているはずの、本体のサーバーに繋がっている端末に、インターネットを別途接続しているかどうかということです。ここで、メールのやり取りをすると、ファイアウォールで防げないような新しいウイルスがメールに添付されてきて、そのメールを開いてしまうと、専用線の端末が感染し乗っ取られ、そこから本体にアクセスされて、本体の情報が取られてしまいます。例の日本年金機構の場合は、このような形だったのです。

広域連合のシステムはどうなっているのでしょうか。

(梶原健康保険課主事) 外部とは繋がっていないと聞いております。

(藤谷委員) インターネット通信は行っているのですか。このシステムの端末と分けたもので行っているのですか。

(梶原健康保険課主事) 広域連合の個人情報を取り扱うシステム自体がインターネットとは繋がっていないと聞いております。

(藤谷委員) システム自体はインターネットに繋がってなくても、同じ端末内で別途インターネットにつながっていると、それが乗っ取られて、回線に繋がっている中のサーバーが見られる状態になってしまう。そこまでチェックされていますか。

(梶原健康保険課主事) 標準システム用の専用端末と、インターネットの接続をしている端末とを分けないと、標準システム内の情報を見られてしまうということですね。

(藤谷委員) そういうことです。日本年金機構の事件をきっかけに、総務省が、専用のシステムを使うものは、絶対にインターネットと兼用しない、完璧に切り離すという指導を各自治体へ始めたのです。

わざわざインターネットのメールをやるためだけにパソコンをもう1台、別に置くというのは、実は今まであまり意識されていないので、広域連合も、もう一回きちんとチェックする必要があると思います。

(梶原健康保険課主事) 分かりました。

(藤谷委員) それと関連して、これは部会でも議論したのですが、システム監査を年に1回行っているとのことですが、広域連合の職員が自ら行っているのですよね。これは、外部のセキュリティの専門家、監査機関による監査をやるべきです。

この点は、ぜひ改善点として、広域連合に申し立てるべきです。最新のセキュリティに関する情報を、広域連合の職員の方が持っているかどうかは、疑問なところがあります。

具体的な監査の項目として、アクセスログがあります。日本年金機構は、アクセスログを取っていましたが、どういう項目のアクセスログを取らなくてはいけないかという設定が甘いと、原因の追及ができないのです。日本年金機構での漏えいの件数が125万件と言われていますが、それ以上漏えいされているかどうかですら、よく分からない状況のようです。これは、アクセスログの取り方がずさんだったからだと思います。

アクセスログを取って、年に1回チェックをしていると言っても、それを内部の職員の方がチェックされているのだとしたら、これも不十分だと思います。監査と、アクセスログの外部でのチェックはぜひ、千葉市から申し入れていただくようお願いいたします。

(稲垣会長) 広域連合に対して、日ごろから関心をもって、気づいたことは常に申し入れていかないとはいけませんね。

(藤谷委員) そうです。広域連合は一部組合であって、千葉市もまさに加盟している構成員と言えますからね。

(多賀谷委員) 広域連合の組織の管理体制がよく分かりにくく、市町村のように、実質的には、すべてを管理する人がいないような気がするのです。

各市町村から出向された方で構成されていることから考えると、分散的であり、人数もそれほどたくさんいないであろうし、各市町村から来たデータを、おそらく、ばらばらに処理しているのだらうと思うのですが、それを含めて広域連合で千葉市の情報がどのように管理されたか、審議会としても、知っておく必要があると思います。

(稲垣会長) そういう関心を抱いていかなければいけないわけですね。千葉市が一生懸命やっても、広域連合の方で対策が取られていなければ何もならない。

他には、どなたかご意見ございませんか。

(増山委員) 国が後期高齢者医療の制度を定めて、各都道府県ごとに各市町村が広域連合を設置して、制度を実施しているわけですよね。だが、監視やセキュリティについては各市町村できちんとやりなさいと言うのは、感覚的 といいますか、感想になってしまい

ますが、少し心配な面がありますね。

千葉県後期高齢者医療広域連合は県内54市町村すべてが参加していますよ、といっても、実は、県内54市町村のレベルや実情がよく分かっていない。このようなシステムが実際に使用されるとしたら、マイナンバー制度は大丈夫であるか、心配な気持ちがします。

(稲垣会長) 千葉市の評価の範囲内では、今回、検討したことをきちんと行ったとしても、その先に繋がっている広域連合でのシステムにおいて、きちとんと実施しているかどうかは、千葉市の方ではよく分かりませんね。

(増山委員) そうですね。

(稲垣会長) 日頃から、広域連合に関心をもって、意見を述べていく必要がある、ということですね。

(藤谷委員) 今回、マイナンバー制度が始まるから心配であるというわけではありません。マイナンバー制度が始まる前から、広域連合はこのシステムを使っていますので、マイナンバーになったので、今以上に注意しなくてはいけないなということです。

(稲垣会長) 他にご意見とか質問、よろしいでしょうか。

(なし)

(稲垣会長) それでは、この辺で、答申内容の検討に入らせていただきたいと思います。事務局の方で、答申案はありますか。

(金森市政情報室長) 事務局の方で、答申案を作成してありますので、配付します。

(配布)

(稲垣会長) ただ今、事務局から答申案が配られました。先ほどの保護評価部会から審議会(全体会)への報告書の内容と、文言が重複している部分があるようにですが、どの点が同じで、どの点が異なっているのか、ご説明いただけますか。

(金森市政情報室長) 記載項目は、「1 諮問事項」と「2 諮問に対する意見」という構成となっております。

部会からの報告書である、資料3「特定個人情報保護評価部会における調査審議結果について」と、今お配りした答申案を見比べていただければと思います。

答申案の「2 諮問に対する意見」の所ですが、読み上げますと、

「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、全項目評価書(案)の一部に関係機関への確認等が必要と思われる記載があるものの、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

なお、中間サーバーソフトウェアのアクセスログを監視する仕組みについては、引き続き検討されたい。」

という案を作成させていただきました。

最初の段落の部分の「番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査した結果、全項目評価書(案)の一部に関係機関への確認が必要と思われる記載があるものの、現段階における評価としては妥当なものと認められる」については、保護評価部会からの報告書と同様の表現となっております。

なお書きにつきましては、中間サーバーの部分の一部簡略化させていただきまして、部会からの報告書では、「中間サーバーソフトウェアのアクセスログを監視する仕組みについては、国の回答を踏まえ、千葉市において適切な監視がなされるよう引き続き検討されたい」という表現でしたが、千葉市も、色々な手段を考えながら、適切な監視を進めようと考えているところですので、答申案では、「国の回答を踏まえ、千葉市におい

て適切」を除いた形で、「中間サーバーソフトウェアのアクセスログを監視する仕組みについては、引き続き検討されたい」という表現となっております。

(稲垣会長) もう少し、理由を詳しくご説明いただけますか。

(金森市政情報室長) 今現在、国の回答が、各自治体で対応するという限定的なものになっておりますが、千葉市だけが実施するものではなく、全国的な話でございますので、国への再要望というものも踏まえております。そのため、「国の回答を踏まえ」という表現を取りまして、引き続き、多方面において検討されたいということで、案を取りまとめさせていただきました。

(稲垣会長) 国の回答に限らず、もっと多方面に検討するという趣旨ですね。

(多賀谷委員) この答申は公表されますよね。

(金森市政情報室長) はい。

(稲垣会長) 答申案について、何か、他にご意見ありますか。

(中曽根委員) 答申案には、「評価書の一部に関係機関への確認等が必要と思われる」という記載がありますが、この「関係機関」とは、広域連合を指すのですか。

(金森政策法務課室長) はい。「確認等」というのは、確認と、再度要望する部分を含め、このような表現にさせていただきました。

(中曽根委員) 分かりました。

(稲垣会長) 他に、ご意見はございませんか。

(藤谷委員) これは特定個人情報保護評価についての見解なので、諮問に対する意見としては、答申案のとおりで良いと思います。

しかし、審議会としては、広域連合の責務をもっと強化していただかないといけないという考えがあると思うので、「また、広域連合におけるセキュリティレベルを向上させるため、外部セキュリティの導入などの要請を検討されたい」という文言を、本来の特定個人情報保護評価と違いますが、関連事項なので、なお書きの下に入れてみてはいかがでしょうか。

(稲垣会長) 広域連合に関する意見を明記した方が良いのではないかというご意見ですね。

(藤谷委員) そうですね。この審議会として、意見が出ているのを文章として残しておかないといけないと思います。

(稲垣会長) この点は、審議会の委員のみなさんの関心が強いところですね。

(藤谷委員) 広域連合の中でも、千葉市の果たす役割は大きいと思います。当然、県内の市町村の中でも千葉市の発言力も大きいと思いますし、千葉市民のセキュリティを守るためにも、ぜひ、審議会の意見として答申として残すこと自体が、広域連合がセキュリティに関して認識するきっかけを与えることになると思います。いかがでしょうか。

(多賀谷委員) 表現についてですが、外部監査など具体的に書きますと、広域連合に対する注文になってしまいますので、例えば、「なお、中間サーバーソフトウェアのアクセスログを監視する仕組みについては、引き続き検討されたい」という部分に、「千葉県後期高齢者広域連合におけるセキュリティを確保する仕組み」を付け加えまして、「なお、中間サーバーソフトウェアのアクセスログを監視する仕組み、千葉県後期高齢者広域連合におけるセキュリティを確保する仕組みについては、引き続き検討されたい」という形に修正する案でいかがでしょうか。

(稲垣会長) そういうことでよろしいですか。

(藤谷委員) はい。結構です。

(稲垣会長) このように修正することで、皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) それでは、このような形で、事務局でまとめてください。

(金森市政情報室長) 分かりました。内容については、また事務局でまとめさせていただきますまして、会長と相談のもと、皆様に提示させていただきたいと思います。

(稲垣会長) よろしいでしょうか。文言の詳細については、事務局と私で整えたいと思います。よろしくお願いします。

(異議なし)

◆報告(1)

平成26年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(稲垣会長) 次に、報告(1)の平成26年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告を議題といたします。

事務局から、よろしくお願いします。

【事務局の説明】

(石川政策法務課主査) それでは、ご説明申し上げます。

主に、資料6「平成26年度の運用状況について」と、資料7の冊子、「平成26年度千葉市の情報公開・個人情報保護運用状況報告書」、この2つをご覧ください。

まず、資料6の1ページでございますが、これは平成27年8月25日付けで公告しました運用状況でございます。これは、情報公開条例第30条及び個人情報保護条例第55条に基づきまして、公表することとなっております。

内容につきましては、大きく分けて3つございます。

1つ目は、「情報公開条例の施行の状況」、2つ目は、「個人情報保護条例の施行の状況」、3つ目は、「当審議会の運営状況」でございます。

まず、1ページ目の「1 情報公開条例の施行の状況」をご覧ください。

「(1) 開示請求の件数及びその処理状況」の所ですが、決定の内訳としましては、開示決定、部分開示決定、不開示決定、取下げの4種類でございます。

2ページ目をご覧くださいなのですが、259件の開示請求がございまして、309件の決定がなされております。内訳は、開示決定が58件、部分開示決定が193件、不開示決定、不存在等も含めまして36件、取り下げが22件となっております。

259件の詳細につきましては、資料7の冊子の27ページに記載されておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

次に、2ページの「(2) 不服申立ての件数及びその処理状況」と「(3) 千葉市情報公開審査会の運用状況」をご覧ください。

これは、公文書開示請求に決定に対する不服申立て、情報公開審査会の運営状況でございます。平成26年度につきましては、不服申立てが1つもございませんでしたので、審査会は開催されておられません。

次に、「(4) 千葉市附属機関の会議の公開に関する状況」をご覧ください。これは、附属機関の会議の公開に関する運用状況でございます。

附属機関は、法律や条例に基づいて設置されました審査、調査、計画策定などを行う機関でございます。審議会や審査会などがございしますが、当審議会も附属機関に該当します。

各附属機関にある部会も含めると、千葉市では200機関の附属機関がございまして、個人情報等を常に審査する審議会などもございまして、原則として非公開とする附属機関が58機関あり、公開とする附属機関が137機関、残りの5機関は公開・非公開の決定がされておられません。公開とする附属機関のうち、全部を非公開として開催したものが10

回ございました。

詳しい状況につきましては、資料7の冊子の73ページに記載されていますので、後ほど、ご覧いただきたいと思えます。

次に、3ページをご覧ください。「(5) 指定管理者の文書開示の申出の件数及びその処理状況」をご覧ください。昨年度は1件もございませんでした。

次に、「(6) 出資等法人の文書開示申出の件数及びその処理状況」をご覧ください。これは、いわゆる外郭団体に対する文書開示の申出でございます。昨年度は、1つの法人に対して、1件の申出がございました。

次に、2つ目として、3ページの「2 個人情報保護条例の施行の状況」をご覧ください。

まず、「(1) 個人情報取扱事務の届出状況」の所ですが、これは、個人情報取扱事務の届出状況でございます。

これは、個人情報保護条例第6条に基づきまして、各実施機関は、個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止する場合に当たっては、一定の事項を市長に届け出をすることになっております。4ページの表の右下欄を見ていただきますと、26年度末現在では、千葉市では1,868件の届出がございました。

次に、4ページの「(2) 開示請求の件数及びその処理状況」をご覧ください。昨年度は70件の個人情報の開示請求があり、74件の決定がございました。区役所が最も多く、42件の請求がありましたが、自分の住民票の写しや戸籍を誰が取得したのかを知りたいという目的での請求となっております。

次に、「(3) 訂正請求の件数及びその処理状況」と「(4) 利用停止請求の件数及びその処理状況」をご覧ください。これらについては、1件もございませんでした。

次に、「(5) 不服申立ての件数及びその処理状況」をご覧ください。昨年度は継続案件1件、新規案件1件の、計2件を審査いたしました。この中では2つの決定がなされまして、答申が出されております。その後、不服申立てはなされておられませんので、今現在、個人情報審査会は開かれておりません。

次に、「(7) 簡易な手続による開示の実施状況」でございます。こちらは、あらかじめ定められた個人情報につきまして、口頭により開示請求ができるという仕組みでございます。千葉市個人情報保護条例の26条で規定されているものでございます。

具体的に言いますと、市職員の採用試験結果ですとか、市立高校・中学校の入試結果につきまして、簡易な手続で開示できるものでございます。

続きまして、「(8) 指定管理者の個人情報開示申出の件数と処理状況」でございます。これにつきましては、1件の申出がございました。

次に、6ページの「3 千葉市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況」をご覧ください。当審議会の運営状況でございます。

昨年度は、審議会(全体会)を3回開催しました。その他、特定個人情報保護評価部会を2回開催しております。

審議内容としましては、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例に基づく個人情報の重要事項としまして、特定個人情報の保護評価、番号法制定に伴う千葉市個人情報保護条例の一部改正について諮問し、ご審議いただきました。また、個人情報保護条例第8条第1項第6号に基づく諮問とし、目的外の利用または提供の禁止の例外について、さらに、千葉市と東京大学との共同研究における国保データベース(KDB)システムに記録されている個人情報の目的外提供についてご審議いただきました。ほかには、特定個人情報保護評価部会の設置や、運用状況の報告がございました。

次に、7ページをご覧ください。資料6-2「個人情報の本人外収集及び目的外利用・

提供についての報告」についてですが、7ページが個人情報本人外収集の報告、8ページが個人情報の目的外利用・提供の報告でございます。

こちらは、個人情報の目的外利用・提供を行った場合には、当審議会に報告しなければならないとされているもので、平成18年の答申を根拠として行っております。

内容につきましては、まず、7ページをご覧いただきたいのですが、栄典、表彰等の選考についての本人外収集の実施の報告がございました。また、8ページをご覧いただきたいのですが、目的外の利用・提供についての報告につきましては、弁護士法の規定に基づく提供がございました。

以上、駆け足となりましたけれども、26年度の運用状況の報告でございます。

【意見交換】

(稲垣会長) ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明について、質問とかご意見ございますか。

(内山委員) 3ページの「(1) 個人情報取扱事務の届出状況」について、届出件数の開始や変更はどのような意味でしょうか。

(石川政策法務課主査) 開始届につきましては、例えば法律や条例などが制定され新たな事業を開始しようとする場合、その中で、個人情報を取り扱う事務を扱う際には、実施機関は、個人情報取扱事務の名称や目的、対象者の範囲、記録項目、収集先などの事項を市長に届出するものでございます。

また、変更につきましては、届け出ている事務に変更があった場合、例えば、対象者や取り扱う記録項目が追加になった場合がありますが、この場合に変更の届出を行います。

(内山委員) 具体的には、どのような届け出がありますか。

(石川政策法務課主査) 開始届出の具体的な事例としては、資料7の冊子「千葉市の情報公開・個人情報保護の運用状況報告書」の141ページをご覧いただければと思います。

(内山委員) 変更には、修正、訂正、そういったものも入るのですか。変更というのはどういうことですか。提出したものを完全に変更するということですか。

(石川政策法務課主査) 例えば、組織名の変更、事務の名称の変更などがあります。具体的には資料7の144ページをご覧いただければと思いますが、変更箇所の記載がございましたが、主なものとしては、組織改正に伴う組織名称があげられます。

(内山委員) この届け出は、市民が届け出るものですか。

(石川政策法務課主査) 千葉市の各実施機関が市長へ届出をするものです。届出につきましては、目録としてホームページ等で一般に公表しています。

(内山委員) 届け出という言葉は、主に市民から行政に対して届け出をするという場合によく使いますが、行政間の言葉としても届け出という言葉を使うのですか。

(多賀谷委員) 例えば、教育委員会から市長へ届け出る場合などがあります。

(金森市政情報室長) 行政組織としましては、市長の下に、他の行政委員会であるとか、教育委員会であるとか、選挙管理委員会などがありますが、これらは市長とは別の機関になりますので、市長へ届け出ることになります。

(内山委員) 分かりました。

(稲垣会長) 他にございますか。

(なし)

◆ その他

(稲垣会長) では、次第の「その他」に入ってよろしいですか。事務局の方で、何かあ

りますか。

(金森市政情報室長) 本日の会議の議事録の確定方法でございます。後日、事務局で議事録の案を作成いたしまして、委員の皆様へお送りいたします。その際、ご意見を頂戴したいと考えております。いただいたご意見をもとに、修正案を作成いたします。そして、その確定については、会長さんに一任していただく形でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(中原委員) 議事録案については、なるべく早めに作成していただけないでしょうか。

(金森市政情報室長) なるべく早く作成し、お送りしたいと思います。

(稲垣会長) 議事録の確定は、私と事務局にご一任いただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) では、以上をもちまして、第16回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

(金森市政情報室長) 本日は、慎重にご審議をしていただき、ありがとうございました。今後とも、よろしく願います。

——了——